

認定社会福祉士認証・認定機構 中期の方針（2019年度～2023年度）

認定社会福祉士認証・認定機構（以下、「認定機構」という）は設立から8年目を迎え、今後は認定社会福祉士制度の普及と本認定機構の組織基盤強化に向けて、中長期的な視点をもって事業計画を検討・立案する必要がある。そこで、2019年度から2023年度にかけての5年間の基本指針とそれらの指針に対する事業方針を「中期の方針」として次のとおり定める。

1 基本指針

- (1) 認定社会福祉士7,000人達成（2025年度）
- (2) 認定社会福祉士の活用の促進
- (3) 財政基盤の安定化
- (4) 認定精神保健福祉士制度との連動性の検討
- (5) 事務手続き及び事務処理の効率化

2 事業方針

(1) 認定社会福祉士7,000人達成（2025年度）

<現状>

認定機構基本問題検討委員会からの提言（2016年3月）において、制度設計時に想定したすべての社会福祉士が認定社会福祉士を目指すことや、社会的に求められる認定社会福祉士の人数等を検討し、2025年度に7,000人、2035年度に20,000人という目標値を設定した。

また、日本医療社会福祉協会が認定している認定医療社会福祉士から認定機構が認定する認定社会福祉士（医療）への資格取得を円滑に進められるよう、制度開始当初から対応を検討し実施してきた。

2019年5月現在、認定社会福祉士は約1,000人だが、これは2017年度までの経過措置による要因が大きく、2019年度の認定申請者は例年を下回ることが予想される。また、2018年度は初めての更新申請受付・審査を行ったが、更新者は更新対象者数を下回った。

これらの状況を鑑み、2018年度に「認定社会福祉士登録者7,000人達成にむけた検討委員会」を立ち上げ、2025年度認定社会福祉士7,000人達成にむけた課題の洗い出しと当課題への対応方針の策定を行った。本検討委員会では対策が必要な項目として、研修認証関係3項目、スーパービジョン関係5項目、個人認定関係3項目の計11項目を挙げた。そして、各項目の対応方針にそって具体的な対策を検討する「認定社会福祉士登録者7,000人達成にむけたタスクフォース」を2019年度に立ち上げた。

<方針>

- ①「認定社会福祉士登録者7,000人達成に向けたタスクフォース」において具体策を2019年度上期にとりまとめ、下期に広報・周知を行い、できる限り2020年度から実施する。
- ②2021年度末に実施した内容と目標達成度の中間評価を行い、必要に応じて対応策の見直しを行う。

(2) 認定社会福祉士の活用の促進

<現状>

認定社会福祉士については、東京都や神奈川県の高齢者保健福祉計画に活用が記載されたり、

2018 年度には広島県及び広島市スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー募集要件に認定社会福祉士（児童・家庭）が位置づけられたりした。また、救世軍自省館の職員募集に認定社会福祉士の取得をサポートすることが謳われた。しかし、このような活用や取得支援はまだ散見される程度である。

一方、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（2018 年 3 月）では、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーク機能の重要性が指摘されるとともに社会福祉士に求められる役割が明記され、「実践力を向上させていくためには～職能団体が中心となって取り組んでいる認定社会福祉士制度を活用することが考えられる」と記載された。

また、昨今の児童虐待への対策として、子ども家庭分野における国家資格「子ども家庭福祉士（仮称）」創設の動きがあるが、このことに対して、国等へ認定社会福祉士制度を活用し社会福祉士の積極的活用を提言している。

<方針>

- ①社会福祉士の実践力を向上・担保する認定社会福祉士制度の活用及び認定社会福祉士の任用促進について具体的な内容をもって国や自治体へ働きかける。
- ②認定機構の構成団体は各組織内での認定社会福祉士の具体的な活用方法を検討する（施設・組織内での積極的な活用や取得支援など）。
- ③認定社会福祉士の認知度を高めるための対象者別広報（国民向け、専門職向け、学生向け、施設・機関向けなど）を検討、実施する。合わせて、認定社会福祉士が自ら発信できるよう、発信の機会や場、方法を検討し推進する。

（3）財政基盤の安定化

<現状>

認定機構は、個人認定、研修認証、スーパーバイザー登録を事業の柱に位置付けている。2018 年度の決算では、2017 年度の経過措置対象者のスーパーバイザー更新登録費及び 2018 年度迄の経過措置による個人認定申請費が一つの収入源となり、繰越金を有することとなった。しかし、2019 年度以降はこのような収入源は想定できず、個人認定申請者の確実な増加を達成することが必要である。

単純化した計算にもとづけば、現行の事業内容で安定的に運営するためには毎年新規申請者 300 名及び更新申請者 150 名が目安となる。また、認定社会福祉士 7,000 人達成時の目安でもある毎年新規申請者 1,000 名及び更新申請者 500 名を達成すると、人件費を含めて独立採算運営が可能となる。

<方針>

- ①2021 年度において新規申請者 300 名以上の達成を目指す。
- ②新規収益事業の開発、事業化を検討する。

（4）認定精神保健福祉士制度との連動性の検討

<現状>

日本精神保健福祉士協会（以下、「PSW 協会」という）が運営している認定精神保健福祉士制度とのリンクについては、認定機構基本問題検討委員会の提言（2016 年 3 月）では、PSW 協会に本認定機構への参画を求めることが提案された。その後、認定機構と PSW 協会は、PSW 協会から認定機構の理事を推薦することについて協議した経緯がある。

<方針>

- ①将来的に認定社会福祉士制度と認定精神保健福祉士制度が何らかの形で連動性が確保でき

るよう、PSW 協会に継続的な協議の場をもつことを働きかける。

②①をふまえ、PSW 協会へ認定機構の理事としての参画を継続的に働きかける。

(5) 事務手続き及び事務処理の効率化

<現状>

個人認定、研修認証、スーパーバイザー登録の審査は、制度開始当初は丁寧かつ慎重な審査及び事務を重ねてきたが、今後、申請数の増加が見込まれ、円滑な申請手続きが行えるよう、事務手続きや事務処理の効率化に向けた洗い出しが必要になってきている。このことは申請書類の簡素化にもつながり、申請者の書類作成の負担軽減にも寄与する。また、審査書類の保管量が多くなりつつあり、ペーパーレスの検討が必要である。

<方針>

- ①各審査機関（委員会）は、申請書類の見直し等、事務手続きや事務処理の効率化及び申請書類等の簡素化を図る。
- ②ペーパーレスの検討を行う。
- ③研修認証申請支援として、認証の手続き等をまとめたわかりやすいガイドブックを作成する。